

地方税共通納税システムによる市税の納付機会の拡充について

1. 概要

市税の納付方法については、これまで平成21年度のコンビニ納付を始めとして、モバイルレジ、クレジットカード、地方税共通納税システム、スマートフォンアプリによる電子マネー納付を導入し、納付機会の拡大に努めてきました。

今回、地方税共同機構が運営する地方税共通納税システムでは、令和3年度及び4年度の税制改正により、令和5年度から対象税目がこれまでの法人向けの税である法人市民税、市・都民税（特別徴収）に加え、主に個人向けの固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市・都民税（普通徴収）に拡大されました。これに併せて納付方法も追加され、これまではインターネットバンキングのみであった納付方法が、拡大された税目分については、地方税統一QRコード（以下、「QRコード」という。）を印字した納付書により、電子納税ができるようになります。

2. 追加された納付方法

- 「地方税お支払いサイト」（地方税共同機構がインターネット上に開設する専用サイト）
 - ・スマートフォンやパソコンで、納付書のQRコードをカメラで読み取るか、eL番号を入力し、クレジットカードやインターネットバンキング（各種金融機関）で納付する。
- スマートフォンアプリ（～ペイ）
 - ・スマートフォンアプリで、納付書のQRコードをカメラで読み取り納付する。

3. 導入効果

- 「地方税お支払いサイト」が開設され、自宅でパソコンやスマートフォンを利用して電子納税ができる。
- 全国での実施であるため、これまで利用できなかった金融機関での納付も可能となる。
- 納税者の利便性が向上するため、収納率の向上が見込まれる。

4. 今後のスケジュール

令和4年11月～5年2月	地方税共通納税システムと市の税務システムとの連動試験
令和4年11月～5年1月	金融機関納付書QRコード読取試験
令和4年11月～5年3月	実施準備（納付書校正、市民周知準備等）
令和5年4月～	稼働開始

5. これまでの納付方法導入の経過

平成21年4月	コンビニ納付
平成24年4月	モバイルレジ納付
平成29年4月	クレジットカード納付
平成31年10月	地方税共通納税納付（法人市民税、市・都民税（特別徴収））
令和4年1月	電子マネー納付（スマートフォンアプリ）